

原子力防災資機材現況届出書

東二安防発第12号
令和5年10月6日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 東京都台東区上野五丁目2番1号

氏名 日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛

原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	東海第二発電所 茨城県那珂郡東海村大字白方1番の1		
放射線障害防護用器具	汚染防護服		57組
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク		4個
	フィルター付防護マスク		57個
非常用通信機器	緊急時電話回線		1回線
	ファクシミリ		1台
	携帯電話等		11台
計測機器	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒モニタ	2台
		試料放射能測定装置	1台
		放水口モニタ	1台
	ガンマ線測定用サーベイメータ		4台
	中性子線測定用サーベイメータ		2台
	空間放射線積算線量計		4個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		2台
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	4台
		測定器	1台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	2台
		測定器	1台
	個人用外部被ばく線量測定器		57台
	その他	エリアモニタリング設備	4台
モニタリングカー		1台	
その他資機材	ヨウ素剤		1140錠
	担架		1台
	除染用具		1式
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		1台
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		1式

※上記資機材については、排気筒モニタ、試料放射能測定装置、放水口モニタ及びエリアモニタリング設備を除き東海発電所との共用としている。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。